


他の世帯員が印鑑登録している印鑑や、印影が同じ印鑑は登録申請することができません。
様式第1号

印鑑登録申請書		登録年月日	令和 年 月 日	登録証番号	
印鑑の登録を受ける人	下記のとおり印鑑の登録を申請します。				(本人・代理人)
	遠賀町長殿		令和 年 月 日	申請	
	(住所) 遠賀町	世帯主の氏名		登録を受ける印鑑 	
(氏名)	男 女	西暦・明・大・昭・平・令 年 月 日生		必ず、登録を受ける人が印鑑(裏面含)を押してから提出してください。窓口で代理人が押すのは無効です	
注意	① 15歳未満の者及び成年被後見人は、印鑑登録をすることができません。 ② 勤務、病気等の止むを得ない理由でない限り、登録を受ける本人が来庁して申請手続きをしなければなりません。 ③ 登録を受ける本人が来庁して、官公署の発行した免許証、許可証等を提示したときは、保証人は不要です。 ④ 代理人による申請及び本人が来庁しても保証人がない場合は、文書で照会します。(上記③の場合は除きます。) ⑤ 代理人は保証人にはなれません。				
代理人	登録を受ける人との続柄	(住所) 遠賀町	(氏名)	男女	電話番号 西暦・明・大・昭・平・令 年 月 日
保証書	私は、上記の印鑑登録を受ける人が本人に間違いなく、本人自らこの申請について意思表示したことを保証します。				
	遠賀町長殿		令和 年 月 日	保証	
	(住所) 遠賀町	印鑑登録証の番号		登録を受けている印鑑	
	(氏名)	男 女	西暦・明・大・昭・平・令 年 月 日生		
備考	注意 ①保証人は遠賀町に印鑑の登録をしている人でなければなりません。 ②保証人は自ら署名、捺印をしなければなりません。 ③遠賀町で現に登録を受けている印鑑を、きれいに押してください。→				
<div style="border: 2px solid red; border-radius: 20px; padding: 10px; text-align: center;"> <p>赤で囲んだ部分(裏面あり)を、全て登録する人が記入して、登録する印鑑を押印のうえ、代理人に渡してください。その後、郵便で登録する人に照会文書を送りますので、その文書に記入・押印していただき、それを代理人が役場に持ってきた時に登録できます。途中郵便を挟みますので、日数がかかることをご了承ください。</p> </div>					

裏面あり 